

■子どもの貧困対策推進計画総括及び次期計画にむけた調査票

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

<基本目標1:子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援>

	現計画の評価						
	施策	個別事業に対する評価					
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価
基本施策					各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	令和2～5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった
(1)子どもの健やかな育ちの支援	食育の推進・食の提供	3	こども食堂の開設	[NPO]	B	こども食堂は、計画期間中、地域の団体で最大3か所開設されていましたが、令和5年度は1か所のみとなっています。	2
		4	食事の提供支援についての研究	こども家庭課	C	・母子寡婦福祉会の事業として、ひとり親家庭に対し、食料品・生活必需品等の配布事業を実施され、市としても広報や配布について協力しました。 ・また、南丹市社会福祉協議会では、物価高騰や長引くコロナ禍への影響により生活が大変になった家庭に対し、食料品・日用品の配布を実施され、市としても関わりのある家庭への広報等に協力しました。	2
(2)子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実	居場所の開設	4	子どもの居場所開設	[NPO]	B	NPO法人以外にも地域の団体や支援者でこどもの居場所を開設していただきました。	1
		5	第三の居場所開設	こども家庭課	B	令和2年10月にB＆G財団からの助成金を受け、「子ども家庭サポートセンターRurj」を開設し、現在に至っています。子どもたちの安心安全となる居場所を提供し、生活習慣の基礎や学習習慣の定着支援のために、サポート教室や体験活動に取り組みました。また、令和4年12月から逆迎ができる仕組みを整え、利用できる児童の校区を広げ受け入れました。	2
	交流や体験機会の充実	3	体験活動の実施	[NPO]	B	ドリームえんじんネットワークでは、子どもたちの社会性や自立する力が身につくことを目的とした体験活動(ドリームキャンプ)を継続して実施されました。 また、その中で令和3年度、4年度については市の事業としてドリームえんじんネットワークに事業委託をしました。市の委託事業としては終了してしまいましたが、ひとり親家庭等にクーポンを配布し多くの子どもたちが参加しやすいよう、引き続き協力いたしました。	2
(3)子どもの学びの支援	学習支援の推進	1	生活困窮者世帯に対する学習支援	福祉相談課	B	子どもの学習・生活支援事業 小学生及び中学生を対象とし、学習支援員(会計年度任用職員1名)が対象家庭(生活保護受給世帯及び生活困窮世帯)を訪問し、子どもの家庭学習の定着に向けて支援しました。 対象世帯は、母子世帯が大半であり、普段からの家庭学習の意識付けや家庭環境について親に対する助言もあわせて行ない、関係機関と連携した総合的な支援に繋がっています。	2
		3	学習サポーターの登録・派遣	こども家庭課	E	子どもの居場所での学習サポーターとして学生を募集したり、ボランティアの活用について南丹市社会福祉協議会と協議しましたが、条件に合った応募がなく実施に至りませんでした。	3
	就学・進学支援の充実	2	生活保護法による教育扶助(小中学生)、生活扶助(一時扶助)(小学生)	社会福祉課	A	生活保護受給世帯の子ども(令和2年度・小中学生25名、令和3年度・小中学生22名、令和4年度・小中学生24名、令和5年度・小中学生24名)に対し、教育扶助費を支給しました。また、生活保護受給世帯のうち、小学校または中学校へ入学する子どもがいる世帯に対し、生活扶助費として入学準備金を支給しています。	1
専門家による支援	専門家による支援	1	ユース・アシスト～立ち直り支援チーム～との連携	【京都府】(こども家庭課)	B	非行等の問題を抱える子どもの立ち直りを支援するため、家庭支援総合センターと連携し、支援が必要な子どもを支援員につなげ、継続した関わりを行いました。	2
		2	なんたんユースHUB(ハブ)との連携	【京都府】(こども家庭課)	E	年2回のネットワーク会議には参加し、関係者の顔つなぎは継続しましたが、個別に連携する対象の子どもはありませんでした。	3
	就労支援	1	若い世代への就労支援の充実	商工観光課	B	「京都ジョブパーク」による就職相談会について、市の広報紙への掲載や市内施設へのチラシの配発等の周知を継続して行っただ。また、「なんたん地域若者サポートステーション」と連携して南丹市内において職場見学や職場体験を実施し、その後同企業への就職につなげることができた。 南丹市内在住の「なんたん地域若者サポートステーション」の利用者のうち、令和2～5年度中の就職者等数は、延べ13名。	2

次期計画 記載検討内容				
基本施策	施策	事業	事業の内容	事業の方向性
(1)子どもの健やかな育ちの支援	食育の推進・食の提供	こども食堂の開設	子どもだけでなく利用できる食堂を開設し、一緒に作ったり、みんなで食事をします。	1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
		食事の提供支援についての研究	こども食堂の設置のない地域での食事支援のあり方について研究をします。	3
(2)子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実	居場所の開設	子どもの居場所開設	放課後や休日に、スタッフが見守る中、地域の子も子ども達が過ごせる居場所を提供します。	2
		第三の居場所開設	家庭生活の支援が必要な子どもを把握するとともに、家庭や学校に代わる、子ども達が安心して過ごすことができる小中学生対象の居場所を園部地域に開設しています。居場所では心の豊かさで生きる力を向上させることを目指し、個々に応じた支援を行います。	1
(3)子どもの学びの支援	学習支援の推進	生活困窮者世帯に対する学習支援	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、家庭訪問による学習支援を行います。	2
		学習サポーターの登録・派遣	経済的な理由により塾に通えない子どもや不登校の子どものための学習支援を行うサポーター(学生等)を募集し、NPO等が開設する居場所などへの派遣を行います。	2
専門家による支援	専門家による支援	ユース・アシスト～立ち直り支援チーム～との連携	非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するチームが、支援プログラムを作成し、様々な体験活動等を通じて立ち直りを支援します。	2
		なんたんユースHUB(ハブ)との連携	京都府ひきこもり訪問応援「チーム絆」事業の取組として、教育、家庭、就労、福祉の各領域の団体が連携して、南丹地域で不登校や引きこもりなどに関する支援を提案する取組につなげます。	2
就労支援	就労支援	若い世代への就労支援の充実	・ハローワークや京都ジョブパークと連携し、これら関係機関が開催する合同面接会やセミナー開催を周知し、若者(義務教育終了後の若者)の就労を支援します。 ・なんたん地域若者サポートステーションと連携し、学校を卒業、中退、あるいは仕事を辞め、現在働いていない15歳以上の若者を対象に個別相談や職場体験などを開催します。	2

■子どもの貧困対策推進計画総括及び次期計画にむけた調査票

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

<基本目標1:子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援>

	現計画の評価							
	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
(4) 将来の自立に向けた若者への支援	居場所開設	1	不登校・引きこもりの子どもへの居場所提供	【NPO】	C	NPOでは、不登校やひきこもり、登校渋りのある子ども等への支援として居場所を開設し支援されていました。市のかかわりの中で必要な子どもたちを、居場所につなげるなど取り組みました。しかし、令和5年度をもって活動を休止されたNPOもあり、継続した居場所での支援については人的、金銭面での難しさも感じました。	3	必要としている子どもたちをつなげることができるよう、継続した居場所の運営について、団体と一緒に協議しながら行政ができる支援についても検討していく必要があります。
	情報発信の充実	1	進学に向けた支援情報の周知の強化	こども家庭課	E	具体的な検討には至りませんでした。	3	引き続き検討する必要があります。
		2	子ども達への情報発信の強化	こども家庭課	E	具体的な検討には至りませんでした。	3	今後、SNSの活用の有効性など発信の方法について、学校や関係機関と検討する必要があります。

次期計画 記載検討内容					
基本施策		施策	事業	事業の内容	事業の方向性
(4) 将来の自立に向けた若者への支援・		居場所開設	不登校・引きこもりの子どもへの居場所提供	不登校や引きこもり、登校渋り等の状態にある子どもに居場所の提供をしています。本人の気持ちに寄り添いながら、就学等の社会への再接続を目指します。	2
			情報発信の充実	進学に向けた支援情報の周知の強化	進学に向け、中学生や高校生にもわかりやすい「支援制度の手引き」を作成し、各種支援制度の周知に努めます。
		子ども達への情報発信の強化		居場所開設や進学にかかる情報などを、子ども達自身が受け取れるように、SNSなどを活用した情報発信を行います。	2

■子どもの貧困対策推進計画総括及び次期計画にむけた調査票

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

<基本目標2:生活基盤の安定と経済的支援>

現計画の評価								
	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
基本施策					各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	令和2～5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 保護者への生活支援	生活基盤の確保	1	生活困窮者自立相談支援事業(暮らしの相談窓口)	福祉相談課	B	生活困窮者自立相談支援事業 アウトリーチ自立相談支援機能強化事業 (南丹市社会福祉協議会へ委託) 南丹市社会福祉協議会に生活相談センターを設置し、専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が関係機関や地域のネットワークと連携しながら、生活困窮者の自立や課題解決に向けて、支援に取り組みました。	2	近年の相談内容をみると、世帯の抱える課題が複雑化しているケースが多いです。特に、精神疾患や社会的孤立(ひきこもり)に関する相談が増加しており、寄り添った伴走的な支援が求められます。
		2	生活困窮者家計改善支援事業(暮らしの相談窓口)	福祉相談課	B	家計改善支援事業(南丹市社会福祉協議会へ委託) 家計の収支(バランス)に課題を抱える生活困窮者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援しました。	2	相談の中で家計管理が難しく、カードローンなど多量債務に至るケースが多くみられます。本制度を利用した方に対しては、家計改善に向けて支援を行うが、あくまでも本人契約のため、必要と思われるケースがあっても本人の同意が得られなければ介入できない課題もあります。
		3	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	福祉相談課	B	住居確保給付事業 離職や収入減少によって住居を失う恐れがある生活困窮者に対し、3ヵ月間を基本に家賃相当額を支給し、求職活動を支援しました。	2	本事業の利用期間中に就職及び課題解決に結びつかないケースもあります。相談時に離職理由について十分聴取り、複雑化した課題がないか始めの段階で確認しておくことが大事だと感じています。
		4	生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)	福祉相談課	B	一時生活支援事業 住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、住宅の確保や求職活動などを支援しました。	2	南丹市内で本事業の利用可能な施設は、1ヶ所のみです。よって、本事業の受入可能な施設が今後増えることが理想ではあります。
		5	外国人のための日本語支援	地域振興課	A	生活する上で必要な日本語の取得に向けて、週2回市民ボランティアによる教室を開催しました。	1	年間を通じて日本語教室を開催することで、日本語の習得による生活基盤の確保に繋がりました。
	生活支援	1	モノ支援	こども家庭課	B	令和4年度から、畛田中学校生徒会と協働で、学用品やおもちゃなどのリユース事業に取り組みました。収集した学用品やおもちゃを、地域の子育て団体、子育てすこやかセンター、社会福祉協議会、相談員など支援者向けに譲渡会を実施し、子育て家庭に配布しました。	2	貧困対策の事業ではありますが、教育活動の一環でもあり、引き続きSDGsの視点から事業を実施していきます。
(2) 保護者への就労支援	就労支援	1	生活困窮者自立相談支援事業	福祉相談課	B	就労準備支援事業 離職者に対し、ハローワーク等と連携して求職活動に取り組み、世帯の自立や課題解決に向けて支援しました。 また、就労や生活習慣に課題を抱える生活困窮者に対して居場所を提供し、伴走型支援などを通じて就労体験や日常生活の自立支援に取り組みました。	1	ハローワークやなんたん障がい者等・就業支援センター等と連携し、一般雇用枠、障がい者雇用枠、A型・B型作業所、就労体験メニューなど、幅広い内容でケースに寄り添った支援をしています。しかし、長期離職している者や就業経験が全くない者についての支援は非常に難しいです。
		2	就労支援の充実	商工観光課	B	「京都ジョブパーク」による就職相談会について、市の広報紙への掲載や市内施設へのチラシの配架等の周知を継続して行った。 また、「なんたん地域若者サポートステーション」と連携して南丹市内において職場見学や職場体験を実施し、その後同企業への就職につなげることができた。 南丹市内在住の「なんたん地域若者サポートステーション」の利用者のうち、令和2～5年度中の就職者等数は、延べ13名。	2	市広報紙やチラシ等による情報発信は継続していますが、SNSを活用した情報発信ができておらず、若者へ情報が届きづらい状況があるため、強化する必要があります。
(3) 経済的支援	手当・医療費助成等の充実	3	生活保護費支給事業	社会福祉課	A	生活保護受給世帯に対し、生活保護法に基づく生活扶助、住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、医療扶助、介護扶助のいずれが該当する扶助費を支給し、最低限度の生活保障と自立の助長のために支援しています。	1	生活保護法に基づき対応しています。

次期計画 記載検討内容					
基本施策		施策	事業	事業の内容	事業の方向性
					1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
(1) 保護者への生活支援	生活に困難を抱える家庭に対し、家庭の経済的不安定さを和らげるため、家計や収支の見直しについての相談・助言等の機会を充実させることにより、生活の安定を図ります。	生活基盤の確保	生活困窮者自立相談支援事業(暮らしの相談窓口)	生活保護に至るまでの「生活困窮状態」にある方に状況を詳しく聞き取り、自立した生活に向けての伴走的相談支援を行います。	2
			生活困窮者家計改善支援事業(暮らしの相談窓口)	生活困窮世帯の家計における収支バランスの見直しや、税金・公共料金・医療費等の滞納料金の支払い方、債務整理などについて、アドバイスを行います。	2
			生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職などにより住居を失った方又は失うおそれが高い方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	2
			生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)	住居を持たない方等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所と食事を提供します。	2
			外国人のための日本語支援	生活する上で必要な日本語の取得に向けて、週2回市民ボランティアによる教室を開催します。	2
		生活支援	モノ支援	制服や学用品などのリユースの仕組みを検討します。	2
	(2) 保護者への就労支援	生活に困難を抱える家庭では、その他の世帯に比べ、保護者の就労状況は非正規の就労形態であったり、就労していない状況が多くなっています。保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援を行います。	就労支援	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の自立に向け、ハローワークなどと連携したサポートを行います。(履歴書の書き方、面接の受け方、強みを活かした就職活動のしかた)
就労支援の充実				なんたん地域若者サポートステーションと連携し、学校を卒業、中退、あるいは仕事を辞め、現在働いていない49歳までの方を対象に個別相談や職場体験などを開催します。	2
(3) 経済的支援	就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。	手当・医療費助成等の充実	生活保護費支給事業	生活保護法に基づき、生活・住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護などの扶助費を支給し、最低限度の生活保障及び自立の助長を支援しています。	2

■子どもの貧困対策推進計画総括及び次期計画にむけた調査票

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

<基本目標3:社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり>

現計画の評価								
基本施策	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和5年度)	現計画期間中の事業の達成度評価	評価の理由・課題
					各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80～100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	令和2～5年度中に実施した取組の内容を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 連携体制の構築	地域での気づき	1	主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	福祉相談課	B	令和2～4年度については、感染症の流行もあり、地域の行事の縮小・中止により活動も制限された中ではありましたが、毎月の登下校見守り活動や、駐在所との情報交換を続けることにより、地域における子どもたちの生活の実態把握に努めるとともに学校教職員との連携体制の基盤構築を図りました。	2	単身世帯の増加に伴う家庭や地域におけるつながりや支え合いの希薄化により、家庭の状況や子どもたちが抱える問題が分かりにくくなってきています。また、少子高齢化により、子どもたちを見かけることがほとんどないような地域もあるのが現状です。そんな中でも、それぞれの地域行事を通じての交流や登下校の見守りを続けることにより、少しでも子どもたちの生活実態を把握できるよう努めることができました。また、部会や地区会議の中で意見交換を行い、委員同士で情報を共有することができました。
	庁内連携	1	庁内連携組織の設置(庁内調整会議の設置)	こども家庭課	B	令和3年度より「南丹市子どもの貧困対策庁内推進委員会」を設置して、本計画を推進と貧困対策の総合的かつ効果的な推進を図りました。	2	今後も市の課題や施策などについて協議していく必要があります。
	課題への気づき	1	気づきマニュアルの作成	こども家庭課	A	令和4年度、気づきマニュアルを作成して、南丹市民生児童委員協議会や市役所内各課へ配布しました。	2	今後も、地域の方の気づきにつながるようマニュアルを広めていく必要があります。
(2) 気づける人材の育成・つな	理解推進	1	子どもの貧困への理解の推進	こども家庭課	A	地域の支援者向け研修を継続的に実施し、当事者の声を届ける映画の上映やヤングケアラーについての研修、事例を通じた情報共有に取り組みました。	2	今後も地域と行政とが一緒になり、今後も継続して子どもの貧困対策に取り組む必要があります。
(3) 社会全体での子どもの支援	地域における連携体制	1	地域応援ネットワーク会議(仮称)の開催	こども家庭課	B	社会福祉協議会など様々な関係機関と意見を交わす場を持ち、子どもの貧困対策について情報共有や方向性について確認しました。	2	それぞれの団体などの特徴や活動を活かしつつ、市全体の機運醸成が図れるネットワーク作りに取り組んでいく必要があります。
		2	持続可能な支援活動の研究	こども家庭課	E	具体的な検討には至りませんでした。	4	引き続き検討、協議する必要があります。
	情報発信	1	情報発信についての研究	こども家庭課	E	具体的な検討には至りませんでした。	4	「南丹市子どもの貧困対策庁内推進委員会」などで意見交換のうえ検討する必要があります。

次期計画 記載検討内容					
基本施策	施策	事業	事業の内容	事業の方向性	
				1. 内容を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
(1)連携体制の構築	地域での気づき	主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	見守りの視点で、地域の子どもの実態の把握に努めていただき、気になる家庭や児童について、こども家庭課に情報共有いただきます。	2	
	庁内連携	庁内連携組織の設置(庁内調整会議の設置)	子ども・若者の現状や課題等の実態を詳細に把握し、子ども・若者への支援と家庭環境の改善に向けた具体的な解決策の検討を行う包括的な庁内の支援体制を構築します。	2	
	課題への気づき	気づきマニュアルの作成	困難を抱える世帯ほど、行政や民間の相談窓口や支援策の情報を得られず必要な支援につながつていない傾向にあるため、自発的な相談がなくとも、家庭の状況に気づける体制づくりが必要です。そのため、母子保健事業の様々な場面や、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など日々子どもや保護者と接する機会の多い関係機関や相談時の支援者に向けた「気づきマニュアル」を作成し運用します。	2	
(2)気づける人材の育成・つな	理解推進	子どもの貧困への理解の推進	日頃から子どもや家庭と関わる関係機関の関係者をはじめ、地域の支援者や広く市民に対し、困難を抱える子どもの現状や支援などについて、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修等を実施します。	2	
(3)社会全体での子どもの支援	地域における連携体制	地域応援ネットワーク会議(仮称)の開催	行政だけでなく、関係機関や子ども達の支援を行う団体等と連携し、市全体で貧困対策に取り組む体制を整えます。	2	
		持続可能な支援活動の研究	各地域での取組を継続的なものとするために、活動資金の確保などについて研究を行います。	2	
	情報発信	情報発信についての研究	子育てに関する情報を市民が容易に入手できるような情報発信の仕組みについて研究を行います。(SNS、アプリなど)	2	